

監査品質に関する報告書

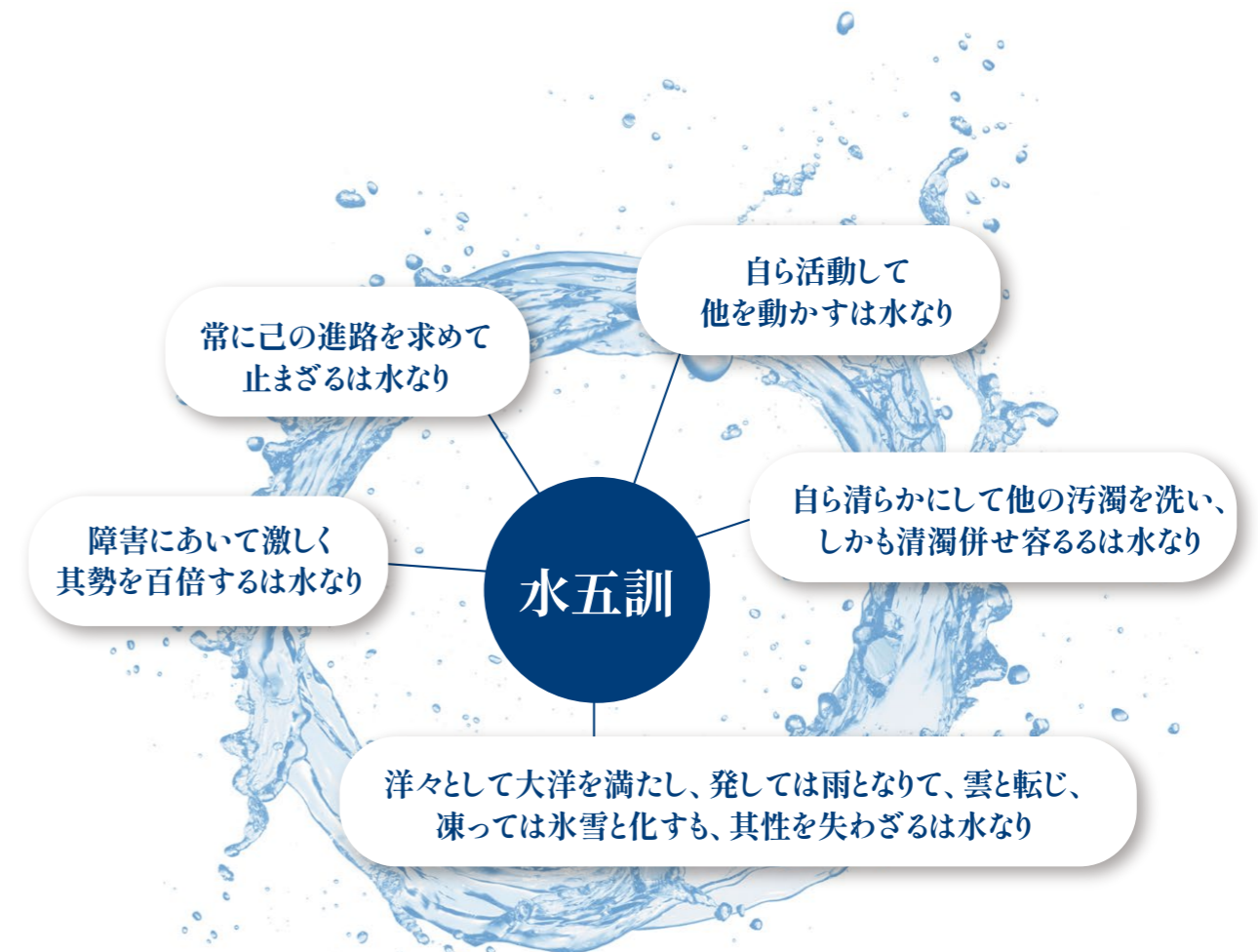
Audit Quality Report 2025

(2024年7月1日～ 2025年6月30日)



1 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	4
1-1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	4
1-2. 如水監査法人のミッション	5
1-3. ミッションが生まれた背景	5
1-4. ミッションをささえていくための3つの輪	5
1-5. 当法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	5
1-6. 法人概要(2025年6月30日現在)	7
1-7. 監査法人の中長期的に目指す姿	7
2 品質管理基盤	8
2-1. 品質管理に関する基本方針	8
2-2. 品質管理体制	8
2-3. 独立性及び職業倫理の保持のための方針及び手続	9
2-4. 業務執行社員等のローテーション	9
2-5. 新規の契約の締結及び更新の方針及び手続	9
2-6. 審査の方針及び手続	10
2-7. 専門的な見解の問合せ	10
2-8. 監査調書の管理	10
2-9. 品質管理のモニタリング	10
2-10. 外部レビュー及び検査	11
2-11. 法人内外からの通報制度	11
3 組織・ガバナンス基盤	12
3-1. 組織・ガバナンスに関する基本方針	12
3-2. 組織図(2025年6月30日現在)	13
3-3. 外部監視委員	13
3-4. 非監査業務の提供の方針	14
4 人的基盤	15
4-1. 人的基盤に関する基本方針	15
4-2. 構成員の状況	15
4-3. 研修に対する方針、体制及び実績	17
4-4. 執務日数の状況	17
5 IT 基盤	18
5-1. ITデジタル化に対する基本的な方針と現状	18
5-2. 如水監査法人のITインフラ	18
5-3. 監査におけるITツールの利用	18
5-4. 如水監査法人のサイバーセキュリティ対策	18
5-5. 今後の具体的な計画とその実行のための体制	18
6 財務基盤	19
6-1. 監査法人の財務状況	19
6-2. パートナーの兼任状況	19
6-3. 倫理規則セクション410 報酬《(6) 総報酬-報酬依存度》に定めるセーフガードについての考え方	19
7 国際対応基盤	20

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況 21



戦国時代の軍師、黒田官兵衛の人生訓を行動指針としています。

監査品質向上に向けた取組 及び事務所概要

1-1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当法人の名称である「如水」の由来は、福岡にゆかりのある、戦国時代において豊臣秀吉の軍師として名を馳せた黒田官兵衛(如水)にあります。黒田官兵衛(如水)はまた、人生の教訓として「水五訓」の教えを大変重要視したといわれており、わたしどもも「水五訓」を行動指針としております。

・自ら活動して他を動かすは水なり

様々な解釈はありますが、これは「自らが先頭に立ち、手本を示すこと」と理解しております。当法人は、高い倫理観と監査品質の不断の向上に取り組むことにより、主に九州・沖縄を地盤とする監査法人として、同地域の経済の健全な発展の一助になりたいと考えております。

・常に己の進路を求めて止まざるは水なり

当法人は、高い倫理観と監査品質の維持・向上に対して謙虚に取り組み続けます。このために、法人内外に向けて最高責任者から繰り返し監査品質への取り組み等に関する情報発信を積極的に行うとともに、法人内においては研修の充実や人事考課制度等による高い倫理観及び監査品質を保持する人材の確保、育成に取り組みます。

・障害にあいて激しく其勢を百倍するは水なり

当法人は設立から19年目を迎えております。私どもが掲げるミッションを実現し続けるべく、いかなる困難も乗り越えるよう、持続可能な監査法人を目指します。これを可能とするために品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務及び国際対応のそれぞれにおいて取り組みを進めてまいります。

・自ら清らかにして他の汚濁を洗い、しかも清濁併せ容るは水なり

昨日より今日、今日より明日、前に進もうとする監査クライアント様の良き伴走者でありたいと考えております。

・洋々として大洋を満たし、発しては雨となり、雲と転じ、凍っては氷雪と化すも、其性を失わざるは水なり

監査法人の運営において、変えるべきところ、変えてはいけないところがあります。世の中が刻一刻と変化している中、変えるべきところは躊躇せず、期を逸せずに対応してまいります。一方で、創業の理念やミッションは常に保ちながら皆様のお役に立ちたいと考えております。

2025年11月吉日

如水監査法人 法人代表 **廣島 武文**



1-2. 如水監査法人のミッション

「九州」を地盤とした公認会計士として地域経済の健全な発展のために何ができるのか?ということを求め続けます。

1-3. ミッションが生まれた背景

2007年の法人設立当時、いわゆる「監査難民」が社会問題化しており、九州・沖縄、とりわけ福岡における監査インフラとしての、上場会社の監査を担う監査法人の必要性を強く感じたことが法人の設立経緯となります。「主に九州や沖縄で上場を目指す企業の皆様のお役に立ちたい」という思いが現在のミッションとなり、このミッションを忘れることなく法人運営を行ってまいります。

1-4. ミッションをささえていくための3つの輪

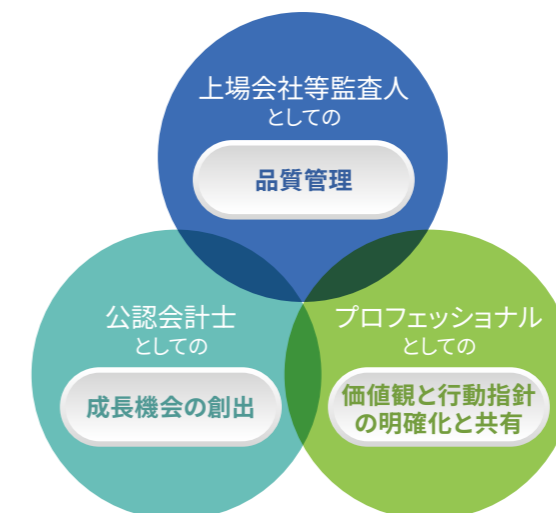
- ①上場会社等監査人としての品質管理「厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与する」
- ②九州地場の監査法人に所属する公認会計士に対する「公認会計士としての成長機会の創出」
- ③「プロフェッショナルとしての価値観と行動指針」の明確化と共有

1-5. 当法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針

当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって「厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与する」ことを行動指針としてミッションとともに法人の構成員が共通に保持すべき価値観としています。その実現のため以下の考え方や行動指針を明らかにしています。

- ・監査品質の維持・向上を最優先事項とする。
- ・人材の採用及び育成の方針として、「公認会計士としての成長機会の創出」を掲げる。
- ・判断尺度の一つとして、「地域経済への貢献」を重視する。
- ・プロフェッショナルとしての価値観と行動指針として日本公認会計協会の「倫理宣言」を採択する。

ミッション:「九州」を地盤とした公認会計士として
「地域経済の健全な発展のために何ができるのか?」を求め続けます。



ミッションを支える3つの輪

倫理宣言

《誠実性》

1. 私たちは、職業的専門家として常に誠実な態度を保持し、率直かつ正直に、強い意志を持って適切に行動します。また、重要な虚偽又は誤解を招くような情報、思慮なく提供された情報及び省略又は曖昧にすることにより誤解を生じさせる情報には関与せず、情報の信頼性の確保に努めます。

《客観性》

2. 私たちは、バイアス、利益相反及び個人、組織、テクノロジー又はその他の要因に影響されることなく、職業的専門家として客観的な判断を行います。

《職業的専門家としての能力及び正当な注意》

3. 私たちは、ビジネスの進展やテクノロジーの動向を継続的に把握し、専門業務の提供に必要な知識及び技能を修得及び保持します。また、職業的専門家として、注意深く、適切に、かつ適時にその職責を果たすよう行動します。

《秘密保持》

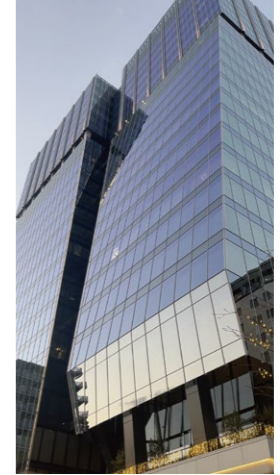
4. 私たちは、公共の利益に対する社会の期待を認識し、厳格に、業務上知り得た情報の秘密を守ります。正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た秘密情報を開示又は利用しません。

《職業的専門家としての行動》

5. 私たちは、その職責を果たすに当たり、関連する法令及び適用される基準等を遵守し、公共の利益のために行動するという責任を全うし、職業的専門家に対する社会的信用を守ります。

1-6. 法人概要 (2025年6月30日現在)

法人名	如水監査法人	
法人代表	廣島武文	
所在地	福岡県福岡市中央区大名2-6-50 福岡大名ガーデンシティ・タワー 11階	
設立	2007年8月	
グループ法人	如水税理士法人 如水コンサルティング有限責任事業組合(LLP)	
提携先	名称	一般社団法人ベーカーティリージャパン
	提携内容	メンバーシップ (当該提携は、「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第1号)に規定されるネットワークには該当しません。)
職員数	パートナー	7名
	公認会計士	18名(内、非常勤13名)
	その他	3名(内、非常勤1名)
	合計	28名



監査クライアント数

大会社等	
金融商品取引法・会社法	7社
その他の会社等	
金融商品取引法	1社
会社法	5社
その他法定監査	1社
その他任意監査	3社
合計	17社

沿革

2007年 8月	如水監査法人設立
2009年 11月	上場会社監査事務所名簿(旧制度)へ登録
2010年 7月	事務所を移転(福岡県福岡市中央区赤坂)
2014年 10月	パートナーを5名から7名に増員
2024年 5月	上場会社等監査人名簿へ登録
2024年 8月	事務所を現住所へ移転 (福岡県福岡市中央区大名)

1-7. 監査法人の中長期的に目指す姿

当法人のミッションである、「九州」を地盤とした公認会計士として地域経済の健全な発展のために何ができるのか?ということを求め続けます。」を形にすべく、IPO支援に重点を置きます。具体的には、今後5年以内に、毎年1社の新規上場(プロ向け市場を含む。)への関与を実現させたいと考えております。

また、現在独立した品質管理を実施する部門を組織上、設けておりませんが、中期的には監査部門とは独立した品質管理部門を設立することにより、品質管理の更なる向上を図ってまいります。

2-1. 品質管理に関する基本方針

当法人は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するため、全てのメンバーに対し、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することの重要性を、一貫した行動と明確なメッセージを通じて繰り返し示しております。具体的には、当法人における監査業務の品質重視に関する方針及び手続を規定しております。同規定にしたがい、品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負う法人代表からのメッセージを定期的に全てのメンバーに対し発信することで、監査の品質管理の重要性を周知するとともに、全てのメンバーを対象とする法人内部での研修において、法人代表が重ねて「監査の品質管理」の重要性を強調しております。品質管理責任者は、監査チームに対して特定の監査リスクの対応状況について、積極的な確認とリーチアウト活動を行うことで監査チームの被監査会社との意見交換をサポートしております。

当法人の監査アプローチでは、監査リスクの評価を基本的かつ最も重要な要素であると位置付けております。監査上のリスクを適切に評価し対処するため、基本的に全ての監査業務において、被監査会社の経営幹部及び監査役等との監査上のリスク(不正リスクを含む)に関するディスカッションの実施を義務付けております。

監査の現場においても、監査人独自の分析にとどまることなく、外部レビュー及び検査の結果の概要を含め、被監査会社との間で十分な意見交換や議論を行うことにより監査手続を実施することや、監査終了時における監査現場における被監査会社とのコミュニケーションを実施しております。

また、法人代表からのメッセージ等の伝達内容の浸透度合いの確認及び評価については、アンケート形式で全てのメンバーから伝達内容の理解度に関する回答を入手し、これを集計・評価したうえで、以後の伝達方法の改善に役立てております。監査品質の重要性について繰り返し法人内外に発信することだけでなく、これを法人代表自らが行動で示すことが重要であると考えております。

当法人では、法人代表を含めた全ての構成員がオープン型オフィスで執務を行っております。これにより、年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明する文化の醸成を図っており、全ての監査チームメンバーにより行われる監査チームミーティングにおいて、意見交換を積極的に行うことを義務付けております。

さらに監査法人内部において定期的に研修会を開催し、その中でのワークショップを通じて、会計監査を巡る課題、知見、経験の共有を行っております。

2-2. 品質管理体制

当法人では、監査業務の品質の管理に従事する公認会計士を選任しております。

担当者ごとの監査業務の品質の管理業務及びその時間は以下のとおりであります。

担当者	主な担当業務	担当業務の時間 (2024/7～2025/6)
法人代表 (品質管理責任者を兼務)	監査業務及び監査法人の品質管理に関する ルールの整備、運用及びモニタリングの全般	813.3時間
IT担当 (パートナー1名、マネージャー1名)	監査業務に関するルールの整備及び運用の全般	83.0時間
品質管理活動の専任者 (公認会計士1名)	完了した監査業務の検証及び 日常的モニタリングの一部	331.3時間
その他	監査ツールの開発、人事考課等	288.1時間
	合計	1,515.6時間

2025年6月30日現在において、品質管理責任者が1社の上場会社の監査業務に関与しておりますが、今後2～3年を目途に上場会社への関与を行わないことで品質管理業務の独立性をより高めます。

また、品質管理責任者が上場会社の関与を継続する期間における、品質管理責任者が関与する上場会社の品質管理活動については、品質管理責任者以外の社員及び品質管理活動の専任者が実施することによって、監査業務と品質管理業務との間の独立性を担保いたします。

2-3. 独立性及び職業倫理の保持のための方針及び手続

当法人は、全てのメンバーが独立性及び職業倫理に関する規定を遵守しなければならない旨を「監査の品質管理規程」において定めております。

品質管理責任者は、毎年7月1日に、全てのパートナー及び職員に対し、独立性及び職業倫理に関する規定への抵触の有無について確認しております。

また、各監査契約の業務執行社員は、監査計画作成時、期中レビュー報告書提出前並びに中間監査報告書及び監査報告書提出前に、全ての監査チームメンバーに対し、独立性及び職業倫理に関する規定への抵触の有無について確認を行っております。

直近における独立性及び職業倫理の保持の確認状況は以下のとおりであります。

実施時期	対象範囲	抵触の有無
2024年7月	100%	無し
2025年7月	100%	無し

2-4. 業務執行社員等のローテーション

当法人では、業務執行社員及び審査担当者のローテーションについて以下の通り定めております。なお、当法人では全ての監査業務に対して、レビューパートナー制度による審査制度を採用しております。

監査対象会社の種類		ローテーション期間
公認会計士法上の大会社	筆頭業務執行社員	最長任期7年、インターバル5年
	その他の業務執行社員	最長任期7年、インターバル2年
	レビューパートナー	最長任期7年、インターバル3年
上記以外の法人	業務執行社員	最長任期7年、インターバル2年
	レビューパートナー	最長任期7年、インターバル2年

2-5. 新規の契約の締結及び更新の方針及び手続

以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う旨を「監査の品質管理規程」において定めており、既存のクライアントを含め、反社会的勢力、反市場的勢力との関係が無いことを契約締結の前提としております。

- ① 当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
- ② 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
- ③ 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

また、監査責任者及びレビューパートナーに必要な経験及び能力、完了した監査業務の検証として適切な経験及び能力、監査責任者等の選任手続、監査業務見込み日数の確認等を規定し、運用しております。

2-6. 審査の方針及び手続

当法人では、レビューパートナー制度による審査制度を採用しております。同制度の採用により、十分な時間を確保した深度ある審査の実施を可能としております。

レビューパートナーの選任時の考慮要件を規定しており、2025年6月30日現在で6名の審査担当者を選任しております。全員当該要件を充足していることを確認しております。

また、レビューパートナーによる審査ではなく、社員に諮る重要な審査案件を別途規定しております。さらに、合併・買収による監査範囲の変更等、監査計画の修正に関する審査項目、重要な会計基準の改正等に伴うもの以外の会計方針の変更等に伴う事前審査項目や審査の実施時期についても規定し、運用しております。

2-7. 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せとは、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することをいいます。当法人では、専門的な見解の問合せの内容、問合せ先及び問合せ先の能力、適性等の評価方法を具体的に規定し、運用しております。

2-8. 監査調書の管理

監査ファイルの最終的な整理については、品質管理責任者が一元管理しております。また、整理後の監査調書の改ざん等の防止については適切なルールを定め、運用しております。

監査ファイルの最終的な整理が完了した監査調書については速やかに外部倉庫への移動を行っており、全ての監査調書を品質管理責任者の管理下に置いております。

■ 監査調書の管理の状況（2024年7月～2025年6月）

最終的な監査調書の整理が未了の業務	無し
外部倉庫への移動が未了の業務	無し

なお、2026年3月期決算の監査から、会社法や任意監査を含めた全ての監査業務を対象として、電子調書の導入を順次行っております。

2-9. 品質管理のモニタリング

当法人は、モニタリング活動の一環として、完了した監査業務の検証を行っております。

検証のサイクルは3年とし、必要な場合には3年より短い期間としています。一つの検証サイクルの中で、監査責任者ごとに少なくとも一つの完了した監査業務を選定いたします。

3年より短い期間での選定を行う場合の例として、以下のような事項があります。

- ①当法人が重大であると評価する複数の不備が発見され、当法人が全ての監査責任者についてより短いサイクルでの検証が必要であると判断する場合
- ② 監査責任者が、複雑性の高い、又は難しい判断を要する特定の業種に属する企業に対して業務を行う場合
- ③ 監査責任者の実施した監査業務が他のモニタリング活動の対象となっており、当該他のモニタリング活動の結果、求められる水準に達していなかった場合
- ④ 監査責任者が、自身の経験に乏しい業界で事業活動を行う企業に対して監査業務を実施した場合
- ⑤ 監査責任者が、新たに選任された監査責任者である場合又は最近他の監査事務所から当法人に加入した者である場合

完了した監査業務の検証結果については、フィードバック研修を実施するとともに、改善事項に関する議論を行ったうえで、改善案の作成及び運用を行うことで監査業務の向上を図っております。

■ 完了した監査業務の検証の実施概要

	2024年6月期	2025年6月期
検証対象社数	2社	2社
検証対象業務のパートナー数	4名	4名
重要な不備の有無	無し	無し

2-10. 外部レビュー及び検査

監査法人に対する外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

1999年に日本公認会計士協会は、監査法人が行う監査の品質管理状況を調査する目的で、品質管理レビュー制度を導入しました。その後、2003年6月の会計士法改正により、それまで自主規制として行われていた品質管理レビューが、監査事務所に対する監視・監督機能の充実・強化策として法定化されました。また、この品質管理レビューの結果については、審査会が審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施しております。

■ 直近の日本公認会計士協会による品質管理レビューの概要

	2023年7月期	2024年6月期	2025年6月期
レビュー報告書交付年月	2023年2月	2024年3月	該当無し
レビュー結果	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果	

※2024年6月期より決算期を従来の7月から変更しております。

■ 公認会計士・監査審査会による検査の概要

	2023年7月期	2024年6月期	2025年6月期
審査会による検査の実績はありません。			

2-11. 法人内外からの通報制度

当法人内外からの通報制度として、情報提供ホットラインを導入しております。情報提供ホットラインは、法人ウェブサイトにて通報方法を記載しております。通報者が人事等において不利益を受けまいよう、関連規程上明文で定めております。

また、提供された情報に関するアクセス権限者を定めております。この際、通報対象事項に関係を有する者にはアクセス権限を付与せず、通報者の秘密を守ることにより、通報者が不測の不利益を受ける事態を防止しております。

	2024年6月期	2025年6月期
法人内外からの通報件数	0件	0件

3 組織・ガバナンス基盤

3-1. 組織・ガバナンスに関する基本方針

当法人の最高意思決定機関である社員会は、原則として1か月に一度の頻度で開催し、業務運営に関する重要事項の協議・決議を行っております。協議及び決議内容は議事録として記録しております。社員会において決定された重要な事項は、必要に応じて当法人が利用するコミュニケーションツールにより全てのメンバーに周知しております。

社員会において監査の品質管理に関する方針及び手続を定めることにより、会計監査の品質の持続的な維持、向上を図っており、社員会の方針決定に従い、各社員が所管業務の執行を担います。

社員会の構成員である社員は、監査実務等に係る高度な能力を備え、リーダーシップを発揮できる人材であり、社員会において法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なった視点から議論ができることを考慮して選任しております。

■ 代表社員及び社員の社員会への出席状況 (2024年7月～2025年6月)

氏名	開催回数／出席回数	氏名	開催回数／出席回数
廣島 武文 (代表社員)	12回／12回	内田 健二 (社員)	12回／12回
児玉 邦康 (代表社員)	12回／12回	松尾 拓也 (社員)	12回／12回
飯村 光敏 (社員)	12回／12回	村上 知子 (社員)	12回／12回
		松岡 将史 (社員)	12回／12回



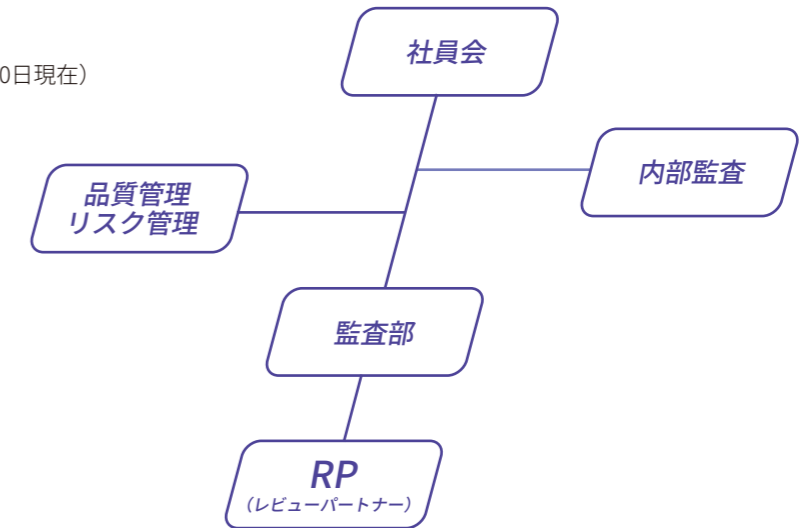
廣島 武文 児玉 邦康 飯村 光敏 松尾 拓也 内田 健二 村上 知子 松岡 将史

また、当法人は2023年8月より、社員会による経営機能の発揮を支援する機能を確保するため、地場大手銀行や民間企業の経営経験のある佐々木克氏及び公認会計士の樋口尚文氏の2名を外部監視委員として選任しております。

■ 外部監視委員の社員会への出席状況 (2024年7月～2025年6月)

氏名	開催回数／出席回数
佐々木 克氏	12回／12回
樋口 尚文氏	12回／12回

3-2. 組織図 (2025年6月30日現在)



3-3. 外部監視委員

当法人は、地域経済の健全な発展に寄与するという当法人に求められる公益性の観点から、経営機能の発揮を支援するという外部監視委員の役割を明確にしたうえで、外部監視委員を選任しております。

外部監視委員は原則として月1回開催される当法人の社員会に出席しており、社員会は、外部監視委員に対し、社員会開催前までに議題と関連情報を提供したうえで、必要に応じて、法人運営において重要な情報を適時に外部監視委員と共有しております。

■ 外部監視委員の経歴、選任理由

経歴	選任理由
佐々木 克氏 元西日本シティ銀行副頭取、 元(株)エフエム福岡代表取締役社長	西日本銀行と福岡シティ銀行合併の陣頭指揮をとられ、資金の出し手からの知見や、銀行を含めた豊富な経営の経験からの助言を期待して委員就任をお願いしております。
樋口 尚文氏 公認会計士 東北大学会計学教授	日本公認会計士協会の研究員を経て同理事を歴任されているほか、東北大学会計大学院教授を務めるなど、公認会計士としての豊富な経験を有し、独立の立場からの助言が期待できることから就任をお願いしております。



佐々木 克氏



樋口 尚文氏

3-4. 非監査業務の提供の方針

当法人では、主に九州・沖縄のクライアントに対する監査を行っており、IPOのためのショート・レビューやコンフォート・レター等、監査業務との関連が強い業務を除き、監査法人としては非監査業務の提供は行わない方針であります。なお、人材育成の観点から副業の実施は可能としております。

各人においては、監査業務品質を最優先とした上で、非監査業務の方針を以下の通り定め、当該方針に基づき行動しております。

- ▶ 企業を取り巻く事業環境の変化、情報処理プロセスの高度化、取引の複雑化等に対応するため、監査業務においても、より高い専門性が求められています。このため、非監査業務の経験を通じてさらにその専門性を高め、それを監査業務に還元することで監査品質の向上にもつながると考えています。当法人では原則として非監査業務の提供は行わないこととしておりますが、グループ法人である如水税理士法人、如水コンサルティング有限責任事業組合(LLP)や職員の副業における非監査業務の実施を奨励しております。
- ▶ 当法人では、原則として、被監査会社に対して、非監査業務を提供することはありません。仮に非監査業務を提供する機会が生じた場合には、非監査業務提供チームは、監査チームと業務提供の可否を検討し、社員会での協議及び承認を必要とします。
- ▶ 当法人が非監査業務を提供するにあたり被監査会社からの独立性を保持するため、また非監査業務間の利益相反等を防止するため、当法人における業務の受入・継続に一定の制限を設けています。
- ▶ 当法人の業務提供予定先が被監査会社でない場合は、提供(予定)業務との利益相反を確認し、業務提供の可否を検討します。特定の非監査業務、業務の受け入れにより当法人の評判が損なわれる恐れがある案件を含め、全ての非監査業務の受け入れについては社員会での協議及び承認を必要としております。



4 人的基盤

4-1. 人的基盤に関する基本方針

当法人では、監査契約の新規締結及び更新において、年間の監査業務見込み日数が一定の日数を超える者は、監査責任者、審査担当者及び終了した監査業務の検証者に選任してはならない旨規定しており、この条件を満たす者を社員会において監査責任者、審査担当者及び終了した監査業務の検証者に選任しております。また、品質管理責任者は、監査責任者、審査担当者及び定期的な検証担当者以外の職員の年間の監査業務見込み日数が一定の日数を超えることのないように、日常的にモニタリングを行っております。

このような取り組みを行っている目的は、加重的な監査業務を無くすことによる、全てのメンバーのワークライフバランスと十分な研修時間の確保により、優秀な人材の定着を図るとともに、個々の監査スキルの向上を図る機会を提供することで、中・長期的な当法人全体の監査品質の向上を図ることにあります。

また、社員会は、経営理念に合致した人事評価制度を制定し、専門要員が能力を高め維持することや職業倫理(独立性を含む。)を遵守することについて正当に評価を行っております。社員の報酬については、当法人の定める方針に基づき社員を評価したうえで決定しております。人事採用担当者は、最低でも中間面談及び最終評価面談の2回の頻度で人事評価面談を実施し評価を行います。人事評価結果はタイムリーに被評価者へフィードバックされます。

社員については、社員会が評価を行い社員報酬の決定を行っており、社員報酬の決定の過程で評価結果は各社員へフィードバックされます。このような過程を通じて職員及び社員の士気の向上や品質管理の不断の向上のための適切な動機付けを図っております。

4-2. 構成員の状況

人材の確保については、九州・沖縄地域における公認会計士の人材育成の観点から、公認会計士試験論文式試験合格者や公認会計士試験短答式試験合格者、将来公認会計士を目指す人材の確保を積極的に行っていく方針であります。

当法人における構成員の状況は以下のとおりです。

■ パートナー及び職員の職階別の役割

パートナー	経営の責任者として部門全体を統括し、全体の目標及び計画を達成していく推進役としての役割を果たします。また、組織のビジョンや戦略を立て、リーダーシップを発揮して組織の新しい仕組みを創出し、部下の成果を最大限に引き出すことにより、法人に貢献します。
マネージャー	与えられた職務を確実に実施してその職責及び役割を果たすだけでなく、決定された法人の方針に対し、各監査チームにこれを周知徹底させ、パートナーとともに課題を抽出し、改善策の提案を行うことでチーム力の向上に寄与します。また、対外的、対内的な法人運営の一部を担います。
シニアスタッフ	与えられた課題や目標に対し、監査チームの行動スケジュールを立てるとともに、効果的かつ効率的な業務遂行と改善の取り組みを進めます。
スタッフ	与えられた課題や目標に対し、上位者の指導を受けながら自らの行動スケジュールを立てることができ、正確な監査業務を遂行します。

■ 人員数及び人員割合

職階	2024年7月		2025年6月	
	人員数(人)	人員割合(%)	人員数(人)	人員割合(%)
パートナー	7(1)	25.9(3.7)	7(1)	25.9(3.7)
マネージャー	3	11.1	3	11.1
シニアスタッフ	6(3)	22.2(11.1)	3(2)	11.1(7.4)
スタッフ	2	7.4	2	7.4
非常勤(公認会計士)	9(1)	33.3(3.7)	12(1)	44.4(3.7)
合計	27(5)	100(18.5)	27(4)	100(14.8)

(注)表中の()は女性の人員数及び人員割合であり、内数で記載しております。

■ 有資格者の人員数及び人員割合

職階	2024年7月		2025年6月	
	人員数(人)	人員割合(%)	人員数(人)	人員割合(%)
公認会計士	25	86.2	25	83.3
公認会計士試験合格者	2	6.9	2	6.7
不動産鑑定士(注2)	1	3.4	1	3.3
CIISA(注1)(注2)	1	3.4	2	6.7
合計	29	100	30	100

(注1)CISA(Certified Systems Auditor)とは、情報システムの監査及びセキュリティ等に関する高度な知識、技能と経験を有するプロフェッショナルとして認定された国際資格であります。

(注2)不動産鑑定士1名、CISA1名はそれぞれ公認会計士の人員数と重複して記載しております。

4-3. 研修に対する方針、体制及び実績

当法人では、インサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス及び情報セキュリティ等を含む年間研修計画(研修カリキュラム)を策定しております。法人主催の研修や重要研修に指定された研修を全てのメンバーが受講していることを確認しております。

当法人が行う法人主催の研修の状況は以下のとおりであります。

■ 法人独自研修の実施及び履修状況

実施月	履修割合(%)
2024年7月	100
2025年1月	100
合計	100

また、CPD単位取得に関しては、常勤のメンバーについては年間50単位以上、非常勤のメンバーについては年間40単位以上の取得を義務付けております。

年度	平均単位取得数	義務未達成者
2023年度	54.0	0人
2024年度	52.2	0人

4-4. 執務日数の状況

2024年7月から2025年6月までの執務日数の状況は以下のとおりであります。(非常勤職員は除く。)

当法人では、職員の多様なライフスタイルや働き方に合わせて、職員一人一人のニーズに合わせた監査業務へのアサインメントを行っております。これにより、職員の健康の維持を図るとともに、監査品質の維持・向上を実現いたします。執務日数は、各職階の年間執務日数の平均日数であります。シニアスタッフについては、週3勤務等のスタッフが含まれるため、平均執務日数は他の職階の日数に比べ少なくなっております。平均執務日数は1日を7時間として計算しております。

また、年間を通じて月別に最も執務日数が多かった月の執務日数を月別の最高執務日数として記載しております。

職階	執務日数	月別の最高執務日数
マネージャー	171.9	22.5
シニアスタッフ	125.2	27.9
スタッフ	175.1	23.3

5 IT基盤

5-1. ITデジタル化に対する基本的な方針と現状

当法人では、品質管理システムの運用及び業務の実施を可能にするために、適切なテクノロジー資源を取得又は開発し、適用、維持及び利用していく方針であります。特に情報システムについては、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、また維持することを品質目標としております。

5-2. 如水監査法人のITインフラ

当法人は、世界的に最も信頼できるクラウドサービス、オフィスソフト(クラウド)を利用しております。また、事務所内、監査法人内、如水グループ内の情報共有ツールとしては、ビジネスチャットを利用しております。

5-3. 監査におけるITツールの利用

当法人では、クライアントとの監査資料の受け渡しをスムーズにするため、また、監査チーム内の効率的情報共有のため、クラウドストレージによるデータ共有をしております。

また、データ分析をするために表計算ソフトを利用するほか、監査のためのデータ分析ソフトを利用して異常データの検出等、会社より入手したデータの多面的な分析を行っております。

5-4. 如水監査法人のサイバーセキュリティ対策

当法人では、「情報セキュリティ基本方針・対策基準」「情報セキュリティ対策基準細則」が定められており、半年に一度、全構成員によるセルフチェックを行うほか、定期的にIT管理担当者によりモニタリングを行っております。

5-5. 今後の具体的な計画とその実行のための体制

当法人のIT基盤について、今後の具体的な計画として以下の項目を実施しております。

概要	実施時期
電子監査調書システムの導入	2026年3月期以降の全ての監査業務から順次導入開始

また、その実行体制として、従来の「セキュリティ責任者・担当者」を「IT管理グループ」へ変更し、運用しております。

6 財務基盤

6-1. 監査法人の財務状況

当法人の財務状況は以下のとおりです。

■ 2025年6月期の財務状況 百万円未満切り捨て

貸借対照表			
流動資産	117百万円	流動負債	12百万円
固定資産	39百万円	固定負債	26百万円
資産の部合計	157百万円	負債の部合計	38百万円
		純資産の部	118百万円
		負債・純資産合計	157百万円

6-2. パートナーの兼任状況

当法人のパートナーが兼任している主要な法人として、如水税理士法人が存在します。当法人のパートナーと如水税理士法人のパートナーを兼任している者の数(割合)は次の通りとなっております。

- ・如水税理士法人のパートナー数 5名
- ・当法人のパートナーと如水税理士法人のパートナーの兼任 7名中5名(71%)

なお、如水税理士法人のクライアントのうち、当法人と重複しているクライアントはございません。

6-3. 倫理規則セクション410 報酬《(6) 総報酬一報酬依存度》に定めるセーフガードについての考え方

当法人では、2025年6月末時点で、当法人及び如水税理士法人の売上高に対する各クライアントの報酬依存度は、いずれもセーフガードが必要とされる15%超を下回っており、セーフガードの対象会社はございません。なお、2025年6月末現在、当法人で最も監査報酬が多額であるクライアントの報酬依存度は7.5%であり、当該会社との契約における独立性に関する阻害要因はありません。

当法人は、海外案件、海外からのリファードワークの窓口として一般社団法人ベーカーティリージャパンを通して、Baker Tilly International と提携しておりますが、Baker Tilly International からの経営、監査業務に対する独立性は保持されており、業務案件についても当法人において海外委託先、委託元の品質、評判、リスク管理体制等を個別に検討した上で、その委嘱、受嘱について判断しております。

なお、グループ法人ではありませんが、当法人と同一のフロアで事業を展開しております如水法律事務所、如水社会保険労務士法人、のむら社労士事務所及び光雲法律事務所との事業上、組織上の関係はありません。

Baker Tilly International の概要は以下の通りです。



Baker Tilly International とは、英国ロンドンに本部を置く国際的会計事務所のネットワークであり、現在、加盟国は 100 ヶ国以上、数ある会計事務所ネットワークの中において、世界第 8 位の規模を誇っております。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家（会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など）により構成されており、各国メンバーファームの相互協力を通じて、多様化したクライアント様のニーズに対し、常に高品質のサービスを提供することを理念としております。また、監査業務のクライアント様に対しては、長期的な視野の下、高品質な監査サービスを継続的に提供すると共に、多様なニーズに対して積極的に対応し提案することも基本方針として掲げております。

特に、国際的に事業展開しているクライアント様に対しては、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した連結財務諸表に対するグループ監査など、世界 100 ヶ国以上のメンバーファームが国境を越え、各国のリソースなどを最大限に活用することにより、高品質の国際的業務サービスが提供できる体制を目指しております。

公式 HP <https://www.bakertilly.global/#>

（別紙）監査法人のガバナンス・コードの対応状況

■ 監査法人のコーポレート・ガバナンスコードの各原則を実施しない理由

コードの各原則について全て実施（コンプライ）しております。



■ 監査法人のコーポレート・ガバナンスコードの各原則と当法人の取り組み

原則 1

監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

監査法人のガバナンス・コード	当法人の取り組み	本報告書の該当箇所
指針1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、法人代表が品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負います。 当法人では、会計及び監査の専門家として、「九州」を地盤とした公認会計士として地域経済の健全な発展のために何ができるのか？ということを求め続けます。」をミッションとしております。当該ミッションを実現するための考え方や行動の指針 当法人の最高意思決定機関である社員会において「監査の品質管理規程」を制定し、監査の品質管理に関する方針及び手続を定めることにより、会計監査の品質の持続的な維持、向上を図っております。 また、当法人が共通に保持すべき価値観や、それを実施するための考え方や行動の指針を明確にすべく、法人代表メッセージを全ての構成員に対し発信し、対面で説明することにより、監査の品質管理の重要性を周知するとともに、全ての構成員を対象とする当法人内部での研修において、法人代表が重ねて監査の品質管理の重要性を強調しております。 	P5 1-5 当法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 P8 2-1 品質管理に関する基本方針
指針1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	同上	同上
指針1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 当法人の社員及び職員の人事考課においては、監査の品質管理に関する事項を最も重要な要素としております。例えば、監査上の重要な判断の適切性、職業的懐疑心の発揮、識別し評価した監査リスクへの対応の適切性、文書化の適切性・適時性等に重点を置くことで、会計監査の品質の持続的な維持、向上のための動機付けを行っております。 個々の監査業務に関連する事項に加えて、例えば、監査の現場責任者としての活動等、当法人や監査チーム全体の監査品質向上に向けた取り組みへの貢献も、各人の評価に反映される人事考課制度を採用しております。 	P15 4-1 人的基盤に関する基本方針
指針1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論	<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、法人代表が品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負います。 当法人では、法人代表を含めた全ての構成員がオープン 	P8 2-1 品質管理に関する基本方針

を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	型オフィスで執務を行っております。これにより、年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明する文化の醸成を図っております。 <ul style="list-style-type: none"> 全ての監査チームメンバーにより行われる監査チームミーティングにおいて、意見交換を積極的に行うことを義務付けております。 監査法人内部において定期的な研修会を開催し、その中のワークショップを通じて、会計監査を巡る課題、知見、経験の共有を行っております。 	
指針1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的などのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 当法人のミッションである、「九州」を地盤とした公認会計士として地域経済の健全な発展のために何ができるのか？ということを求め続けます。」を踏まえて、監査業務だけでなく、非監査業務への関与も推奨しております。当法人における非監査業務の位置付けは以下のとおりです。 企業を取り巻く事業環境の変化、IT技術の高度化等に対応するため、監査業務においてもより高い専門性が求められると理解しております。当法人が、非監査業務の提供を通じてさらに構成員個々の専門性を高め、それが監査業務に還元されることで監査品質の更なる向上につながると考えております。 非監査業務の提供にあたり被監査会社との独立性を保持するため、また非監査業務との利益相反等を防止するため、当法人における業務の受入・継続に一定の制限を設けております。 当法人では、全ての構成員に対して兼業・副業を認めています。兼業・副業を行う構成員は、予め業務提供先からの独立性について確認しております。 	P14 3-4 非監査業務の提供の方針
指針1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人は、海外案件、海外からのリファードワークの窓口として一般社団法人ベーカーティリージャパンを通して、Baker Tilly internationalと提携しておりますが、Baker Tilly internationalからの経営、監査業務に対する独立性は保持されており、リファードワーク等についても社員会において個別にその委嘱、受嘱について協議のうえ決定しております。 なお、グループ法人ではありませんが当法人と同一のフロアで事業を展開しております如水法律事務所、如水社会保険労務士法人、のむら社労士事務所及び光雲法律事務所との事業上、組織上の関係はありません。	P20 7. 国際対応基盤

組織体制(実効的な経営機能の発揮)

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

監査法人のガバナンス・コード	当法人の取組み	本報告書の該当箇所
<p>指針2-1</p> <p>監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実効的な経営が行われるように社員会を設置しています。社員会は、全ての社員にて構成されます。社員会は毎月開催し、必要に応じて臨時社員会を招集し、組織経営、監査品質、その他の案件について活発に議論し、経営に係る意思決定を行っております。 当法人では、会計及び監査の専門家として、「九州」を地盤とした公認会計士として地域経済の健全な発展のために何ができるのか?ということを求め続けます。」をミッションとしております。当該ミッションを実現するために、当法人の最高意思決定機関である社員会において「監査の品質管理規程」を制定し、監査の品質管理に関する方針及び手続を定めることにより、会計監査の品質の持続的な維持、向上を図っております。 社員会の方針決定に従い、各社員が所管業務の執行を担います。 	<p>P12</p> <p>3-1 組織・ガバナンスに関する基本方針</p>
<p>指針2-2</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備および当該体制を活用した主体的な関与 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積 	<ul style="list-style-type: none"> 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項を含む監査業務など、特に慎重な判断が求められる業務については、社員会への報告及び必要に応じた協議、承認を義務付けております。社員会は法人代表が議長を務め、全ての社員で構成されるため、全社員の主体的な関与のもとで議論が行われます。 法人代表からのメッセージとして、「問題が顕在化する前に、監査上のリスクを被監査会社の経営陣と共有し、また、監査役等との連携を深めることを特に重視している」ということを伝達しております。 品質管理担当社員は、監査チームに対して、特定の監査リスクの対応状況について、積極的な確認とリーチアウト活動を行うことで、監査チームの被監査会社との意見交換をサポートしております。 当法人の社員及び職員の人事考課においては、監査の品質管理に関する事項を最も重要な要素としております。例えば、監査上の重要な判断の適切性、職業的懐疑心の発揮、識別し評価した監査リスクへの対応の適切性、文書化の適切性・適時性等に重点を置くことで、会計監査の品質の持続的な維持、向上のための動機付けを行っております。人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の詳細については、指針1-3をご参照ください。 当法人は、過去の電子データの再活用を目的として、クラウド技術等の活用を通じて、コミュニケーションツール 	<p>P12</p> <p>3-1 組織・ガバナンスに関する基本方針</p>

極的なテクノロジーの有効活用を含む。)のに係る検討・整備

など、テクノロジーの活用に、積極的に取り組んでおります。

指針 2-3

監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

- 社員会の構成員である社員は、監査実務等に係る高度な能力を備え、リーダーシップを発揮できる人材であり、社員会において、法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なった視点から議論ができることを考慮して選任しております。

P12

3-1 組織・ガバナンスに関する基本方針

組織体制(独立した立場からの経営機能の監督・評価)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

監査法人のガバナンス・コード	当法人の取組み	本報告書の該当箇所
<p>指針3-1</p> <p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人は、2023年8月より当法人から独立した外部監視委員を選任しております。外部監視委員は、当法人の経営機能の実効性の評価、及び品質管理活動に対する提言等を行っております。</p>	<p>P13</p> <p>3-3 外部監視委員</p>
<p>指針3-2</p> <p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、社外有識者から構成される外部監視委員を活用してまいります。社外有識者には、当法人の経営から独立した第三者であって、経営や市場参加者としての知識・知見を有する者(以下、「独立性を有する第三者」という。)を選任しております。外部監視委員とは、定期的に意見交換の場を持ち、当法人の運営等についての助言、提言を頂いております。 	<p>P13</p> <p>3-3 外部監視委員</p>

原則 4

業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> 社外有識者から構成される外部監視委員に期待する役割については、「外部監視委員に関する方針及び手続に関する規程」において、原則として社員会に参加し、地域経済の健全な発展に寄与するという当法人に求められる公益性の観点から経営等に関する助言や提言を行う役割を期待する旨規定しております。 	
<p>指針3-3</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>外部監視委員は、以下の事項について意見交換し、社員会の取り組みに対する助言及び提言を行う役割を担います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 経営機能の実効性向上を目的とした各種施策 組織的な運営の実効性の評価 社員又は監視委員の選退任、評価及び報酬の決定過程 人材育成、人事管理・評価および報酬に関わる方針の策定 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の方法 	<p>P13 3-3 外部監視委員</p>
<p>指針3-4</p> <p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部監視委員は、全ての構成員に対し情報提供を求められる旨規定しております。また、社員会の内容は、適時に法人代表や品質管理担当社員等から面談等を通じて情報提供いたします。 外部監視委員の社外有識者が社員会へ出席するに際し、事務局は原則として社員会開催の3日前までに社員会の議題その他必要な情報を事前に外部監視委員へ提供いたします。 	<p>P13 3-3 外部監視委員</p>

監査法人のガバナンス・コード	当法人の取組み	本報告書の該当箇所
<p>指針4-1</p> <p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理担当社員が、以下の手法を用いて監査現場と対話し、監査の現場からの情報等を適時、もしくは定期的に社員会に共有するとともに社員会の方針を監査の現場まで浸透させております。 不正リスク等、監査上のリスクが高い一定の事項について、予め問合せの分野や項目ごとに定めた社員や法人外部の専門家に対する専門的な見解の問合せの実施 品質管理およびリスク管理上、特に慎重な対応が求められる事案に関する、社員会による審議 品質管理担当社員は、当法人の品質管理の施策が監査現場レベルで定着するよう支援しております。また、法人全体の品質管理活動に役立てるため、監査現場における意見やアイデアを収集して、全ての構成員と共有しており、実務的な論点や監査現場においてニーズが高い論点を中心に、定期的実施する法人内研修においてワークショップを開催するなど、構成員間の意見交換の促進を図っております。 	<p>P8 2-1品質管理に関する基本方針</p> <p>P10 2-6審査の方針及び手続</p> <p>P10 2-7 専門的な見解の問合せ</p>
<p>指針4-2</p> <p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>指針 1-3 参照</p>	<p>P15 4-1 人的基盤に関する基本方針</p>
<p>指針4-3</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い 	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、知見・経験・人材を最大限に活用するとともに、リスク及び品質管理の実効性を上げ、高品質な業務を実施するために必要な人材を確保する観点から、各業務を担当する監査チームメンバーを選任しています。この際に検討する主な事項は、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、関与先が属する産業に関する知識や経験、能力、必要な時間の確保、法人内のモニタリングの結果及び外部機関によるレビューや検査の結果等があります。 当法人は、職員が多様な経験を積み、知見や経験を獲得するため、以下の施策を講じております。 法人内の業務、役割への希望異動 他の土業との連携した業務の実施 	<p>P14 3-4 非監査業務の提供の方針</p>

<p>い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、指針 2-2 で記載した方針のもと、各人の知見、経験を勘案し、最適な人材配置を行っております。当法人では、兼業・副業を認めることにより非監査業務を通じた個人の能力開発を推奨しております。 	
<p>指針 4-4</p> <p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当法人の監査アプローチでは、監査リスクの評価を基本的かつ最も重要な要素であると位置付けております。監査上のリスクを適切に評価し対処するため、基本的に全ての監査業務において、被監査会社の経営幹部および監査役等との監査上のリスク（不正リスクを含む）に関するディスカッションの実施を義務付けております。 監査の現場においても、監査人独自の分析にとどまることなく、被監査会社との間で十分な意見交換や議論を行うことにより監査手続を実施することや、監査終了時における監査現場における被監査会社とのコミュニケーションを実施しております。 	<p>P8</p> <p>2-1 品質管理に関する基本方針</p>
<p>指針 4-5</p> <p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当法人内外からの通報制度として、情報提供ホットラインを導入しております。情報提供ホットラインは、法人ウェブサイトにて通報方法を記載しております。 通報者が人事等において不利益を受けないよう、関連規程上明文で定めております。 また、監査の品質管理規程細則において、提供された情報に関するアクセス権限者を決定しております。この際、通報対象事項に関係を有する者にはアクセス権限を付与せず、通報者の秘密を守ることにより、通報者が不測の不利益を受ける事態を防止しております。 	<p>P11</p> <p>2-11 法人内外からの通報制度</p>

原則 5

透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。

監査法人のガバナンス・コード	当法人の取組み	本報告書の該当箇所
<p>指針5-1</p> <p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、監査の品質に対する取り組みについてより積極的に説明するため、「監査品質に関する報告書」をHP上で公表いたします。 本原則の適用状況は「監査品質に関する報告書」において継続的に報告いたします。 	<p>当報告書</p>
<p>指針5-2</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 監査法人における品質管理システムの状況 経営機関等の構成や役割 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、及び貢献及び独立性に関する考え方 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	<p>当報告書に記載のとおりです。</p>	<p>P4</p> <p>1-1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</p> <p>P5</p> <p>1-5 当法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</p> <p>P15</p> <p>4-1 人的基盤に関する基本方針</p> <p>P7</p> <p>1-7 監査法人の中長期的に目指す姿</p> <p>上記の他、当報告書全般をご参照ください。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 		
<p>指針5-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>該当事項はありません。</p> <p>なお、グループ法人ではありませんが、当法人と同一のフロアで事業を展開しております如水法律事務所、如水社会保険労務士法人、のむら社労士事務所及び光雲法律事務所との事業上、組織上の関係はありません。</p>	<p>P20</p> <p>7. 国際対応基盤</p>
<p>指針5-4</p> <p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>被監査会社の経営者等とのコミュニケーションの一環として、当法人における会計監査の品質向上に向けた取組についての意見交換を行っております。これには、外部監視委員からの助言及び提言に基づいて対応した品質管理上の施策等が含まれます。</p> <p>また、日本公認会計士協会のウェブサイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所のトップメッセージサイト」において、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等に向けた当法人の経営理念や品質管理方針を広く発信しております。</p> <p>https://jicpa.or.jp/business/topmassege_explanation/</p>	<p>P8</p> <p>2-1 品質管理に関する基本方針</p> <p>P13</p> <p>3-3 外部監視委員</p>

<p>指針5-5</p> <p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人では、本原則の適用の状況を含む、監査品質の向上に向けた取組みについて、品質管理担当責任者を中心に日常的なモニタリング活動を実施し、不備事項及び当該不備事項に対する改善提案を含めたモニタリングの結果を定期的に社員会へ報告したうえで、その後の改善活動に役立てております。</p>	<p>P10</p> <p>2-9 品質管理のモニタリング</p>
<p>指針5-6</p> <p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>当法人では、被監査会社とのコミュニケーションや外部監視委員からの助言や提言に誠実に対応しなければならない旨を監査の品質管理規程及び同細則に定め、日本公認会計士協会を含む外部の機関から得た情報も積極的に活用することで、組織的な運営の改善に活用しております。</p>	<p>P8</p> <p>2-1 品質管理に関する基本方針</p> <p>P13</p> <p>3-3 外部監視委員</p>